平成２７年（フ）第４０７０号
東京都足立区大谷田４丁目12―７―303
破産者　林　　和也
1　決定年月日　平成27年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４０９４号
東京都足立区関原２丁目47―17―303
破産者　伊藤　博之
1　決定年月日　平成27年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８号
岩手県盛岡市大通３丁目２番３号
破産者　株式会社Ｇｌａｎｚ
1　決定年月日　平成27年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２７年（フ）第２４００号
東京都千代田区九段南４丁目６番４号
破産者　アイ・ステック株式会社
1　決定年月日　平成27年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３３号
最後の住所　岐阜県土岐市下石町1648番地の10
破産者　磯村加工こと亡磯村裕也相続財産
1　決定年月日　平成27年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２６年（フ）第１３７号
滋賀県蒲生郡日野町大字仁本木字福本628番地、商業登記簿上の本店所在地滋賀県蒲生郡日野町大字仁本木624番地
破産者　山川建設株式会社
1　決定年月日　平成27年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２６年（フ）第４２２５号
大阪府寝屋川市田井町33番44号
破産者　株式会社大三
1　決定年月日　平成27年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２４４号
大阪市住之江区粉浜２丁目５番16号
破産者　株式会社原田電気工業所
1　決定年月日　平成27年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５４８号
大阪府吹田市千里丘下２番７号
破産者　株式会社フレディー
1　決定年月日　平成27年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１１６６号
大阪府東大阪市鴻池町１丁目30番43号
破産者　有限会社インテリアタナカ
1　決定年月日　平成27年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１３１２号
大阪市中央区博労町４丁目７番３号
破産者　有限会社エスガーデン
1　決定年月日　平成27年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２３０号
東京都町田市成瀬３丁目11番地１しあわせ野36―１
破産者　藤本　浩司
1　決定年月日　平成27年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第２５３号
東京都武蔵野市中町３丁目１番４―104号ライオンズマンション三鷹第３
破産者　大嵜　弘司
1　決定年月日　平成27年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第２６０号
神奈川県藤沢市弥勒寺３丁目21番４号メゾンリヴェール203、破産手続開始決定時の住所東京都三鷹市井の頭１丁目14番19―202号
破産者　田中　陽子
1　決定年月日　平成27年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第４１号
神奈川県平塚市東中原１丁目２番43号
破産者　株式会社ネクストワーク
1　決定年月日　平成27年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第２９号
福井県三方郡美浜町河原市第42号11番地の３
破産者　有限会社福井新聞美浜販売店
1　決定年月日　平成27年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所敦賀支部

平成２４年（フ）第１４０号
島根県雲南市木次町木次861番地の内第１の１
破産者　有限会社飯塚組
1　決定年月日　平成27年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第９５９号
広島市安佐南区高取北３丁目11番11号
破産者　有限会社島設備工業
1　決定年月日　平成27年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２号
香川県高松市宮脇町１丁目５番17号
破産者　丸高建設株式会社
1　決定年月日　平成27年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第３号
香川県高松市宮脇町１丁目５番17号
破産者　株式会社第八建設
1　決定年月日　平成27年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第３２１号
高知市高須東町23番20号
破産者　有限会社ホームネット
1　決定年月日　平成27年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係